

「中小企業者の復興に向けて」

岩手県商工労働観光部

部長 齋藤 淳夫



3月11日に発生いたしました東日本大震災津波で被災されました事業者の皆様に対しまして心からお見舞いを申し上げます。

今回の大震災では東日本各地が甚大かつ深刻な被害を受け、本県でも大勢の方が犠牲となりました。県内の商工業関係の被害額も津波によるものだけで1,600億円を超える規模と推計しており、売上減少、風評被害、物流の停滞など二次的影響まで合わせますとさらに拡大するものと思われる。こうした中、多くの事業者が事業の継続や雇用の維持にあたって非常に難しい環境におかれているものと思います。

先月発表いたしました県の復興基本計画案は、専門家の方々の科学的・技術的な調査分析や様々な分野からの社会的、経済的必要性についての御提言、市町村の御提言などを踏まえ、取りまとめたもので、今後はパブリックコメントや地域説明会などを実施したうえで、9月定例会で県議会の承認をいただきたいと考えております。県では、この計画の目指す姿である「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」に向けた取組を、市町村をはじめとした地域の多様な主体とともに、スピード感を持って効果的・効率的に展開してまいります。

復興に向けた具体的な施策としては、今回の震災で著しい被害を受けた県内に事業所を有する中小企業者の方に対し、経営の安定に必要な資金を融資する「中小企業東日本大震災復興資金貸付金」を、また、震災で被害を受けた事業協同組合等の所有する共同施設の復旧事業に対しましては、一定の要件の下にその費用を補助する「事業協同組合等共同施設災害復旧事業費補助制度」をそれぞれ創設いたしました。

その他にも様々な支援策を講じているところですが、復興に当たりましては何よりもまず、事業者の皆様方がこの大災害に絶対に負けないという気概を持ち、早期復興に向けて力強く踏み出していただくことが県内経済の回復と更なる発展に繋がるものだと考えています。そして、地域経済の中心的役割を担う中小企業者の皆様方を支える我々行政と県中小企業団体中央会をはじめとする産業支援機関との連携、協働が今まで以上に不可欠なものとなります。一日でも早い復興と岩手県商工業の更なる発展のため、今後も御協力賜りますようお願いいたします。



岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画案

県では、3月11日に発生した大地震とそれに伴う巨大津波、その後断続的に発生した余震からの復興を進めるため、「東日本大震災津波復興計画 復興基本計画（案）」を策定した。この計画案は、各方面の専門家による調査分析や提言、市町村の意見等を踏まえて県が取りまとめたもので、今後実施するパブリックコメントや地域説明会での意見等を反映させたいと、9月の県議会で承認議案として提出する予定である。

計画案の概要は以下のとおり。

1. 復興の目指す姿と3つの原則

1) 復興の目指す姿

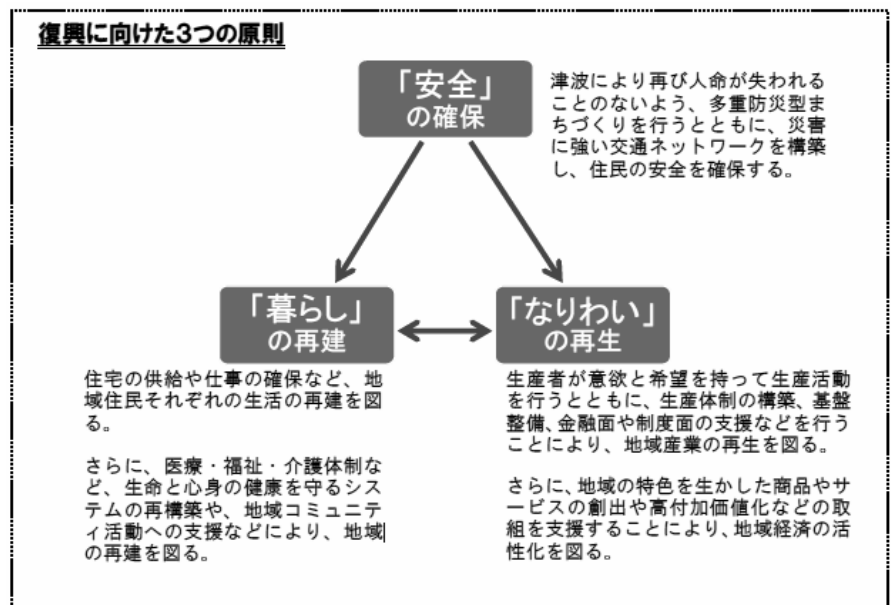
「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」

2) 復興に向けた3つの原則

復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で、被災者が希望を持って「ふるさと」に生き続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。

このことから、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興に向けた3つの原則として掲げ、この原則のもとで、地

域のコミュニティや、人と人、地域と地域のつながりを重視しながら、ふるさと岩手・三陸の復興を実現するための取組を進める。



2. 復興に向けたまちづくりのグランドデザイン

1) 津波対策の基本的な考え方

本県における津波対策の基本的な考え方として、再び人命が失われることがない多重防災型まちづくりと防災文化を醸成し継承することを目指す。具体的には、被害状況や地理的条件、歴史や文化、産業構造などに応じて、その地域にふさわしい「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという「減災」の考えにより「安全の確保」を図る。

2) 津波対策の方向性

① 海岸保全施設

ア. 海岸保全設備の整備 イ. 適切な維持管理による機能の維持

② まちづくり

ア. 安全な住環境の整備 イ. 津波防災を考慮した土地利用計画 ウ. 公共施設等と連動した防災

③ ソフト対策

ア. 避難計画の策定と情報通信網の整備 イ. 「防災文化」の醸成と継承

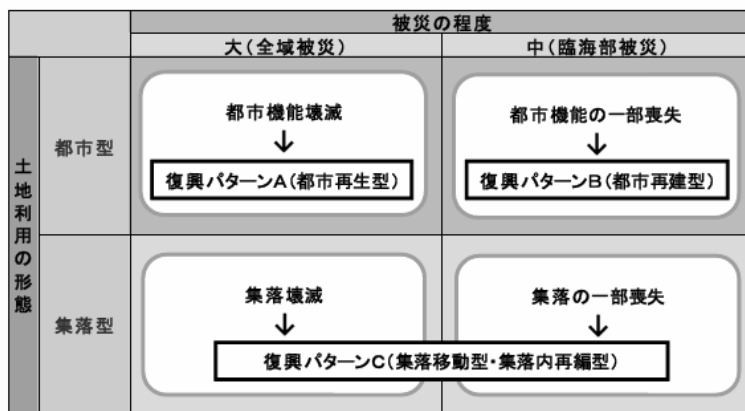
3) まちづくりのランドデザイン

まちづくりのランドデザインは、その地域の地理的・社会的条件や被災状況に応じたものでなければならず、何よりも被災住民がその地にとどまり、あるいは一時的に離れたとしても戻ってきて、まちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められるものとする。

① まちづくりの視点

ア. 生命と財産の保全 イ. コンパクトな都市形成 ウ. 産業の再生と活性化 エ. 環境との共生

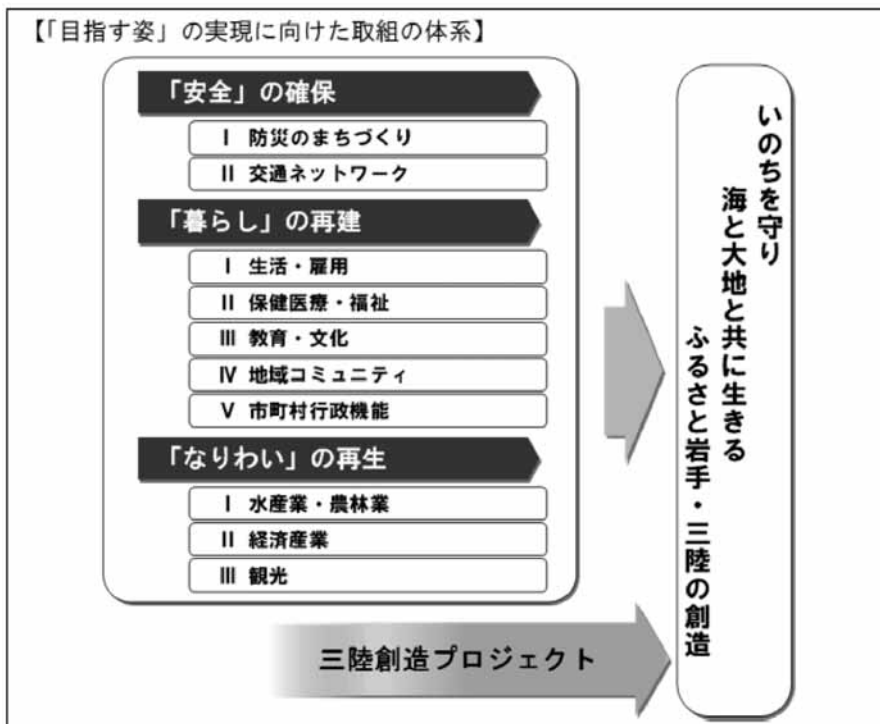
② まちづくりのランドデザインモデル



※ 実際には、被災程度や土地利用が中間的な地域もあり、地形的条件や住民意向などによって復興の形は異なる。

市町村が被災地域ごとに作成する復興プラン等の参考としてもらうため、被災地域における被災の程度と土地利用の形態から被災類型を4つに分類し、それぞれの被災状況に応じた3つの復興パターンを、まちづくりのランドデザインのモデルとして示す。

3. 復興に向けた具体的取組



先に掲げた3つの原則のもとに、「防災のまちづくり」、「交通ネットワーク」、「生活・雇用」、「保健医療・福祉」、「教育・文化」、「地域コミュニティ」、「市町村行政機能」、「水産業・農林業」、「経済産業」、「観光」の10分野の取組を位置付ける。

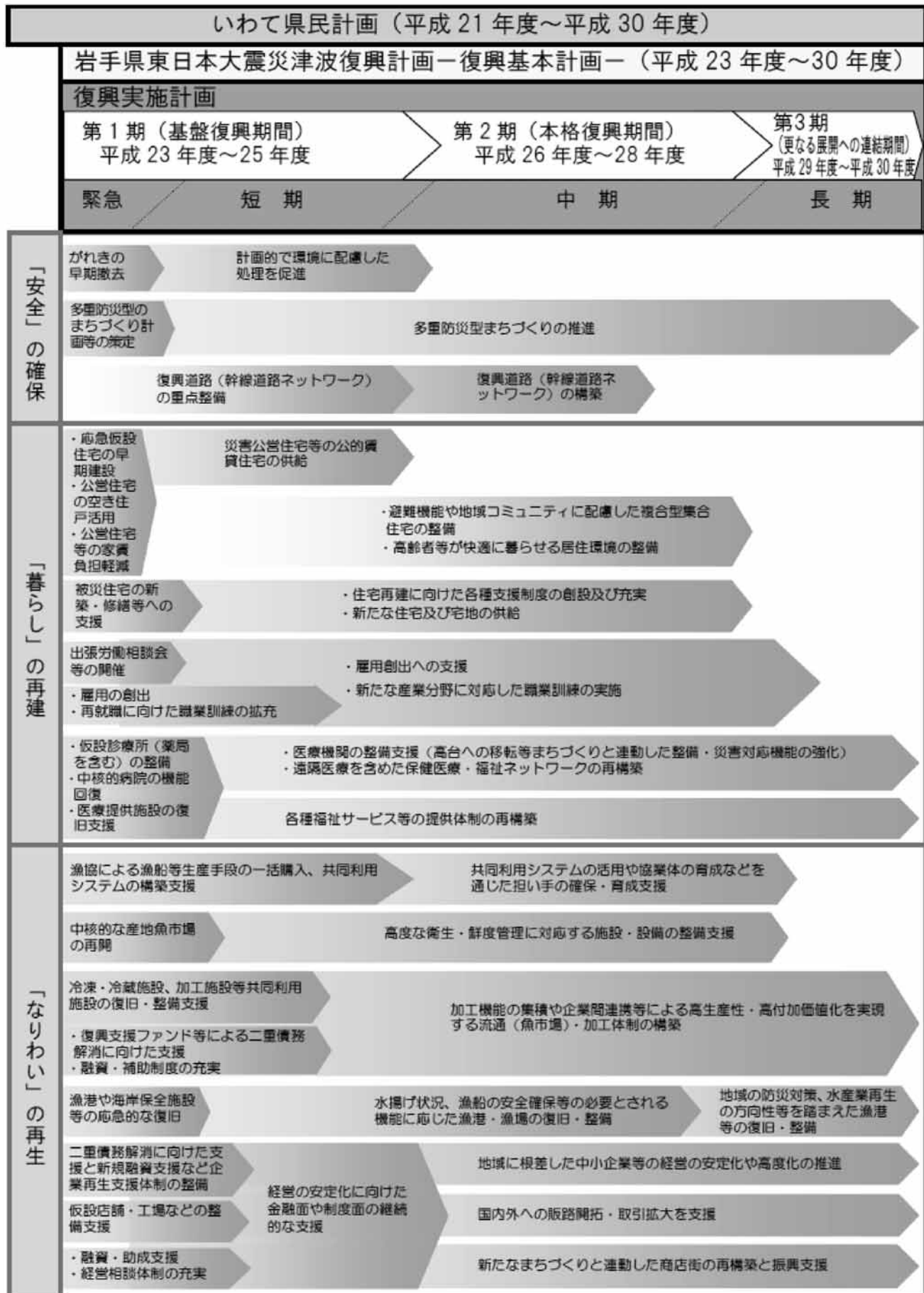
なお、「復興基本計画案」の詳細については岩手県のホームページに掲載されており、県ではこの計画案について6月21日から7月31日の期間で広く意見を募集している。



主要記事 Topics

【岩手県の復興基本計画案】

【参考】復興への歩みと計画期間との関係



三 陸 創 造 プ ロ ジ ェ ク ト



会員組合へ義援金を配布

本会は、6月17日に開催した三役会において、会員組合及び全国中央会・都道府県中央会から寄せられた義援金を今回の震災により甚大な被害を受けた会員組合に分配することを決議した。

6月末現在で本会が受け入れた義援金の額は45,110千円となっており、震災被害の大きかった会員組合に6月下旬から7月中旬にかけて総額41,100千円を配布する。なお、残金については、災害見舞金の予備費とするほか中央会震災基金に計上する予定である。



被災した組合を廻り義援金の目録を手渡す平澤専務理事

【義援金を配布する組合等】

(順不同)

種市プロパンス(協業)	岩手県沿岸生コンクリート(協)	(協)南三陸ショッピングセンター	岩手県室内装飾事業(協)	(協)矢巾商業開発
(協)日専連宮古	(協)シーテック	気仙地方砕石砂利事業(協)	岩手県ビル管理事業(協)	岩手県自動車整備(商工)
(協)宮古クーポン店会	(協)釜石ポイントカード会	大船渡水産物商業(協)	岩手県遊技業(協)	岩手中部トラック事業(協)
宮古地区砂利業(協)	釜石保険薬局(協)	大船渡サモスタンプ(協)	岩手県自動車車体整備(協)	北上金属工業(協)
宮古地区採石業(協)	(協)ライフサポートかまいし	気仙地区電気工事業(協)	いわて医師(協)	(協)江釣子ショッピングセンター
(協)宮古スタンプ会	釜石駅前商業(協)	大船渡市管工事業(協)	岩手県ハイテク交通共済(協)	物流ネットワークオール岩手(協)
宮古広域廃棄物処理業(協)	(協)岩手オートサイクルセンター	東北産業振興(協)	岩手県酒販(協連)	北上市本通り一丁目(商振)
(協)宮古エルビエガス防災センター	三陸廃プラスチック研究(協)	大船渡国際港湾ターミナル(協)	岩手県電気工事業(工業)	北上市諏訪町(商振)
浄土ヶ浜観光船事業(企業)	岩手コンポジット事業(協)	大船渡五陽食品(協業)	岩手県板金(工業)	北上市本通り(商振)
宮古市末広町(商振)	かまいし水産振興(企業)	(協業)大船渡畳室内装飾センター	岩手県液化ガス(商工)	岩手県南青果商業(協)
宮古市中央通(商振)	釜石市只越町(商振)	(協業)大船渡車検センター	岩手県電機(商業)	遠野木材加工事業(協)
(協)宮古ファーマシー	釜石市大渡町(商振)	大船渡大通り(商振)	岩手県畳(工業)	(協)遠野グルーラム
(協)びはんセンター	釜石市大町(商振)	さかり中央通り(商振)	盛岡市肴町(商振)	岩谷堂筆笥生産(協)
山田町商業事業(協)	気仙酒類商業(協)	陸前高田製材業(協)	岩手県石油(商業)	水沢市駅通り(商振)
(協)大槌末広町商店会	気仙郡建設業(協)	陸前高田駅通り振興(協)	(協)水晶米いわて	(協)食のむら
安渡商店会(協)	大船渡漁船問屋(協)	陸前高田商業振興(協)	岩手県米穀販売(商業)	一関地区自動車整備(協)
大槌中央商店会(協)	大船渡電気工事(協)	高田松原商業開発(協)	岩手県旅館ホテル(生同)	一関市地主町(商振)
大槌ポイントカード(協)	大船渡トラック事業(協)	気仙大工建築研究事業(協)	岩手県菓子(工業)	千厩自動車整備事業(協)
大槌水産加工事業(協)	大船渡自動車整備事業(協)	気仙木材加工(協連)	岩手県火災共済(協)	岩手県漆器(協)
(協)日専連釜石	(協)大船渡水産加工	三陸木材高次加工(協)	岩手県中小企業共済(協)	(協)気仙ファーマシー
釜石地区タクシー業(協)	(協)橋爪共栄会	久慈地区中小企業団体協議会	杜陵信用組合	けせんプレカット(協)
釜石水産物商業(協)	岩手県気仙生コンクリート(協)	岩手県自転車二輪車商業(協)	(協)盛岡南ショッピングセンター	

以上 109 組合 配布総額 41,100 千円

沿岸地区組合の復興に向けた取り組み No. 2

東日本大震災から3ヶ月が経過し、県内の各地域で組合組織を主体とする復興へ向けた取り組みが推進されている。本紙ではそのような取り組みをシリーズで掲載する。

○宮古市末広町(商振)、宮古市中央通(商振)

宮古市内の中心市街地に隣り合う両振興組合は、「復興を目指すキックオフイベント」と捉え、前向きに進んでいこうという意見で一致し、東日本大震災の発生から3ヶ月を経過した6月11日と12日を再起の一步にしようと「宮古あきんど復興市」を開催した。

会場は歩行者天国となった両振興組合が位置する末広町通りと中央通りで、各店の売り出しセールや産直販売の他、B級グルメの出店、市民による楽器演奏、本県出身の落語家による寄席など多彩なイベントが繰り広げられ、盛況であったことから復興市がきっかけとなって今後の商店街全体の復興ビジョンの検討・策定が一層進むことが期待される。



「宮古あきんど復興市」の様子

○【三陸・大船渡の水産加工業の復旧・復興への取組】大船渡湾冷グループ

大船渡市内の水産加工業者 17 社が加盟している大船渡湾冷凍水産加工業（協）の有志とその関連企業等計 12 者（内 5 者は、（協）大船渡水産加工の組合員）は、「大船渡湾冷グループ」を設立し、東日本大震災による大津波で被害を受けたメンバー企業の施設・設備を早急に復旧・復興させるべく復興事業計画の策定を実施した。

復興事業計画では、主に大船渡港に水揚げされる水産物の一次・二次等の加工をするための施設・設備及び水産物を保管するための凍結施設・冷凍庫などを早急に復旧させることで、8月からのサンマの水揚げ、それに続くサケ等の水揚げに対応することを目指している。特にもサンマは、全国でも第4位の水揚げ高を誇り、サンマ漁に対応することで企業活動再生の基盤を確立させ、震災により解雇せざるを得なかった従業員の再雇用と地元住民の雇用の場確保を進め、地域経済の再生を図る。

また、今回のグループ設立を機に、水産加工業の基盤強化をねらい「高次加工推進強化」「輸出推進強化」「HACCP ISO9001 推進」などをテーマに6つのチームを編成し、メンバー企業数社ずつを配置した。チームでの取組を通じて、震災前にも増してメンバー企業及び大船渡地域の水産加工の発展を目指す。

なお、施設・設備の復旧整備に当たっては、岩手県中小企業復旧・復興支援補助事業※活用を計画している。補助事業応募に先立ち本会では復興事業計画認定申請書作成について全面的に支援を実施した。

※補助金交付申請にあたり復興事業計画の認定を県から受けることが条件。認定のための事業計画の公募は、既に終了済み。（公募期間：平成 23 年 6 月 15 日～24 日）



津波により甚大な被害を受けた大船渡市内



全国中央会から災害見舞金

6月15日に開催された全国中小企業団体中央会通常総会の席上において、全国中央会の鶴田欣也会長から東日本大震災に係る災害見舞金 37,500,000 円の目録が谷村会長に手渡された。災害見舞金を受けたのは、本会のほか、青森県中央会、宮城県中央会、福島県中央会、茨城県中央会、千葉県中央会。

被災県を代表して御礼を述べた谷村会長は、詩人高村光太郎がかつて岩手の県民性を評した「岩手の人沈深牛の如し。地を往きて走らず、企てて草卒ならず、つひにその成すべきを成す。」のフレーズを例に挙げ、県民が一丸となって復興・再生に着実な姿勢で邁進していくことを約束し、多くの方々の善意に対して感謝の意を申し伝えた。

なお、頂戴した災害見舞金は、今回の震災で甚大な被害を受けた会員組合等に配布する。



感謝の意を述べる谷村会長

鈴木顧問が中小企業団体功労章を受賞

6月15日に開催された全国中小企業団体中央会平成23年度通常総会において、中小企業振興功労者特別顕彰式が執り行われ、鈴木宏延本会顧問（前会長）が「中小企業団体功労章」を受賞した。

この度の受賞は、鈴木顧問がこれまで岩手県中小企業団体中央会会長及び役員として、中小企業の組織化推進及び中小企業の振興に特別の功労が認められ、贈呈された。



雇用の維持・確保に関する要請を受理

6月17日、本会では、達増拓也知事及び山寄眞司岩手労働局長、谷藤裕明盛岡市長より提出された「雇用の維持・確保に関する要請書」を受け取った。県内の雇用情勢が今回の震災により急激に悪化しており、特に壊滅的な被害を受けた沿岸地域は復興まで相当の時間を要することが予想され、復興に必要な人材が流出することが懸念されている。また、新規学卒者については、震災の影響により県内事業者からの求人が減少し、県内就職に困難さが増すことが懸念されることから、県内企業における雇用の維持・確保への積極的な協力を求められた。要請事項は以下のとおり。

■「雇用維持・確保」

県内の活力を維持し、震災からの早期復興のためには人材確保が最も重要であるという認識のもと、引き続き雇用維持・確保に最大限の努力を傾注するとともに、併せて被災者の積極的な採用に努められたいこと。

■「新規学卒者の採用枠の確保」

岩手の未来を担う若者を育成するという認識のもと、早期の求人票の提出、早期の採用選考など適正な採用選考活動を通じて、一人でも多くの新規学卒者の採用に努められたいこと。



平成 23 年度 専門委員会を開催

本会では、6 月 27 日に、産業活性化委員会及び地域活力強化委員会の両専門委員会を開催した。

この委員会は、本会の更なる政策提言機能の強化等を図るため平成 15 年度から設置するもので、中小企業団体岩手県大会及び全国大会等で、種々の政策提言を行うこととしている。

本会役員(会長を除く)を地域活力強化委員会(商業関係者)と、産業活性化委員会(工業関係者)の委員に委嘱し、提出議案について協議を行った。今後、組合代表者との地区別懇談会での意見要望を受けた後、提出議案を取り纏めることとなる。専門委員会による取り纏めの結果を以下に紹介する。

I 復興支援関係

1. 国のスピード感ある復興支援の対応・取組み推進と多くの中小企業が早期に活用出来るような「二重ローン」対策の制度設計の確立

国はスピード感を持った実効性の高い復興支援の対応・取組みを推進されたい。特に、東日本大震災で被災した企業や個人事業主が既存の借入金に加えて、再建に向けて新たな債務を抱える「二重ローン」問題に対する国の支援策は、原則として数多くの中小企業が活用できるような制度設計を行なうと共に、スピード感を持った実効性の高い運用を図られたい。

2. 被災地復興事業に係る地元企業への優先発注の徹底

地域経済の中枢を担い、雇用の場の確保や県民生活の安定維持に重要な役割を果たしている中小企業の経営の安定・向上を図るためには、中小企業が主役の地域循環型経済システムを確立することが重要である。従って、被災地支援の際には、例えば、地元企業への優先発注率の目標値を設定する等した上で、被災地の地元中小企業への優先発注の推進を図られたい。

3. 被災した中小企業組合等への補助制度の創設等

(1) WEB サイト活用による中古設備機械等の導入システムの構築及び機械等の輸送費・設置費への補助制度

被災地の中小工場が必要とする中古設備機械等を導入するため、web サイトを活用した全国レベルでのシステムを国費で構築すると共に、搬入・設置に係る諸費用等の負担を軽減するための新たな補助制度を創設されたい。

(2) 「復興ビジョン」作成等に係る全額補助の制度 イ. 「復興ビジョン」作成費への補助

今回の大震災や巨大津波により、壊滅的な被害を受けた中小企業組合の多くは財政基盤が脆弱なことから、被災した中小企業組合が作成する「復興ビジョン」の自己負担をできるだけ軽減するため、対象経費の全額を補助する制度を創設されたい。

ロ. 被災地限定の企業組合組織の事業費への補助

個人が自ら出資して、働く場を創出する「企業組合」組織を被災地で普及させるとともに、地域経済の活性化を図るために、被災地に限定し、新に企業組合を設立する場合は、事業費の全額を補助する制度を創設されたい。

(3) 複数年に亘る国の震災復興に関する補助制度の創設と適切な公募期間の設定

今般の大震災は巨大津波も生じて、被害が甚大であり、復興までも相当の年数を要することから、国の補助制度に係る実施年度は単年度ではなく、複数年に亘るものを特例として創設し、被災中小企業がじっくりと復興に取り組める様に講じていただきたい。

(4) 中小企業等復旧・復興支援事業の予算の大幅拡充と対象グループの要件追加

中小企業等のグループ対象の本補助事業は、申請需要が

非常に多いので補助予算を大幅に拡充されたい。また、グループ要件のハードルが高く、地方の商店街や町工場などの一般的な中小企業グループの利用が難しい制度のため、補助率を下げるなどにより広く小規模事業者のグループが利用できるよう、新たに補助対象グループの要件に「一般的な中小企業グループ」を追加されたい。

4. 復興に取り組む被災地方公共団体及び中央会に対する財政支援の強化拡充

(1) 被災県・市町村等地方公共団体

甚大で壊滅的な被害を蒙った東北の各被災県において、復旧・復興までには、相当な年数と莫大な費用が予想されているが、特に、被災した個別の中小企業を対象とした補助金制度を創設している県及び市町村に対する財政支援の強化拡充を図られたい。

(2) 被災した各県中小企業団体中央会

被災県の各中央会は、会員組合の多くが被災し、解散等による脱退、活動休止等を伴う会費収入の大巾な減少など運営に大きな支障が生じている。このため、中央会が、その役割を十分に果たせるよう財政的支援を講じられたい。

5. 被災県の特区内における組合設立に係る認可申請 手続きの簡素化

復興基本法で特区内に指定された地区で中小企業者が連携して中小企業組合を設立するに際しては、設立認可申請手続き等の簡素化・簡略化を図られたい。

6. 被災した商品券等発行組合における資金決済法等の弾力的運用

商品券やポイントカードを発行している被災商店街組合等では、組合員のほとんどの店舗が津波等で壊滅した店舗も多く、この様な状況の組合には特例措置として、事業を継続していなくても、経過措置として猶予期限を設けて、「資金決済に関する法律」に基づく未引換商品券の回収期限の延長を講じられたい。また、組合事業の再開の有無も含めて、検討する猶予期間を設けるなど特例措置を講じられたい。

7. 復旧・復興支援施策等の速やかな実行

復旧・復興の遅れは、国力の低下を招きかねない。地域経済を支える被災中小企業者及び地域住民の窮状を踏まえ、現に示されている各種支援施策等の迅速かつ確実な実行を図られたい。

II 経営力強化関係

1. 目に見える中小企業の生産性向上施策の予算化

先の内閣では、最低賃金の引上げは中小企業の生産性の向上とセットで行うとしていたが、東日本大震災の影響もあり、今年度の国の予算では、未だに中小企業の生産性を向上させる様な目に見える施策がとられていないので、政府は、真に中小企業の生産性を向上させる具体的な施策を早急に構築されたい。



2. 省エネ設備及び新エネルギー等利用設備導入補助制度の拡充

原子力発電所事故に伴う電力供給不足に対応して、省エネ設備や新エネルギー等利用設備を導入して、節電対策に取り組む中小企業に対する補助率のアップ等補助制度の拡充を図られたい。

3. 風評被害の解消と県外観光客の誘客

内陸部の事業者を含めた被災企業の風評被害の解消に向けた物産展への出店やイベント開催への支援策の拡充(出店料・コマ料の補助など)を図られたい。また、商店街・観光産業の行う2次被害対策としての、「誘客」のためのキャンペーンに対する支援策を強化・拡充されたい。

4. 官公需関係

(1)「インターネット・オークション(競り下げ方式)実施」の反対

政府は、今年4月の行政刷新会議(公共サービス改革分科会)でとりまとめを行い、「公共サービス改革プログラム」の中で、物品や資材の調達に際し、インターネット上で価格を競り合わせる「競り下げ方式」を平成23年度より実験的に導入し、検証することとした。この新たな入札制度は、厳しい経営環境下において懸命に仕事を探している地域の中、小企業者を無制限の低価格競争に巻き込む恐れがあるので、「競り下げ方式」の導入は反対である。

(2)官公需対策の強化

国及び地方公共団体は、官公需法や毎年閣議決定されている「国等の契約の方針」に基づく措置及び法令により実施可能な少額随意契約等の措置を積極的に活用するなど、中小企業者や官公需適格組合への発注の増大に努められたい。

なお、国等の発注については、ダンピング入札排除のため、入札予定価格の事前公表は行わず、また、最低制限価格を下回った場合は入札失格として、低入札価格調査制度廃止の措置を講じられたい。更に、最低賃金は年々上昇しているため、ダンピング受注等の影響で下請労務単価は年々下がっているため、下請け中小企業の経営圧迫が顕著であり、下請発注の適正化に対する指導監督の強化を図られたい。

5. 労働・社会保障制度

(1)最低賃金の引き上げについて

景気後退の影響、特に東日本大震災や福島第1原発事故による放射能汚染の被害を直接・間接的に受けている東北地方の中小企業経営は非常に厳しく、生産性の向上が図られていない状態が続いている。

被災県の最低賃金の見直しは地域経済の実態に基づいて凍結等も考慮するなど慎重に検討されたい。

(2)健康保険料の引上げについて

平成22年4月から中小企業が加入する健康保険料の大幅な引き上げによって経費負担が増え、企業収益や雇用状況に悪影響が出ている。平成23年度においても保険料率が全国平均9.50%〔前年度9.34%〕に引上げられた。国は、中小企業の健康保険料の負担増にならないよう、健康保険法附則で定められた国の補助率を上限20%に引き上げられたい。

6. 不公正取引の排除

需要不足により長期化するデフレが、中小企業に不利益を与える不当販売行為等の誘因となっており、改正独占禁止法を厳正に適用するなど不公正な取引に対し迅速且つ実効性のある対処を行うとともに、下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進されたい。

7. 中小企業関係税制対策

中小企業の積極的な事業展開の促進と成長力強化のために税制の改正が不可欠であることから、次の措置を講ずることが必要である。

(1)中小法人の定義の見直し

法人税法上等の中小法人の定義を中小企業基本法に倣い資本金3億円への見直しを図られたい。(現行：税法における中小法人の定義は、資本金1億円以下の法人。)

(2)消費税

① 中小企業の景気が低迷している中、東日本大震災の復興支援に伴う財源確保の一助として消費税率引き上げの議論を本格化させることは、内需不振による消費減退を誘発することになるので、行わないこと。

② 消費税の申告については、通常総会の開催を事業年度終了後3ヶ月以内に招集する旨の定款規定により、法人税及び地方税同様に「1ヶ月納税期限の延長による3ヶ月以内の申告延長の措置」を講じられたい。

(3)外形標準課税

法人事業税の外形標準課税については、資本金等1億円以下の法人への課税対象の拡大は行うべきではない。(現行：資本金1億円超を対象)

(4)商品券等の未引換収益計上

法人税基本通達2-1-39について、商品券等に係る未引換分の収益計上時期規定の廃止若しくは延長等、同通達の見直しを図られたい。

(5)多重課税の排除

流通・消費の段階で課税される領収書等に対する印紙税、揮発油税などは、商品・サービスの取引に対して課税される消費税との多重課税であることから速やかに廃止されたい。

(6)寄付金及び交際費の損金算入制度の見直し

寄付金は、企業の社会的責務として果たすべき社会貢献の一つであるので、指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を更に拡大すること。また、交際費のうち、企業が行う地域振興や社会貢献等の地域に根ざした事業活動に要する費用については、経費として全額損金算入できるように見直しされたい。

(7)地球温暖化対策税

地球温暖化対策税については、現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せすることとなり、平成23年10月1日から段階的に引き上げることとし、平成27年4月1日から完全実施することとなった。しかし、東日本大震災の発生により、その実施は見送られる見通しであるが、中小企業にとっては、日常の収益性が低い中での、更なる負担増となるため断固反対であり、中小企業は適用除外とされたい。

(8)固定資産税の基準の見直しによる軽減化

今回の東日本大震災の被害も含めて、今後の中小企業の事業の円滑化を推進するために、基準の見直しによる大幅な固定資産税の軽減化又は減免措置を図られたい。

被災地応援ボランティアツアーの企画勧奨

6月26日（現地時間では6月25日）、フランスのパリで開催された第35回ユネスコ世界遺産登録委員会において、「平泉」が世界遺産に登録されることが決定した。満を持しての再挑戦が、東日本大震災と同じ年に実を結んだということもあり、被災地復興のシンボルとしての期待も高く、この快挙に県内外を問わず湧き上った。

東北復興に向けて希望の光が見え始めているところであるが、県内における観光産業の現状を鑑みると、今回の地震や津波で大きな被害を受けた沿岸部の復興には長い時間を要することが予想され、また、被害の少なかった内陸部においても、観光客の激減により経済的に大打撃を受けている。

このようなことから本会では、岩手復興の一環として被災地や利用者に好評を得ているボランティア活動を企画に盛り込んだ観光ツアーについて、全国中央会、各都道府県中央会や岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会を通じて全国の商工会議所・商工会に対し、企画推奨の呼びかけを行っている。

ふれあい紀行

協賛：全国中小企業団体中央会
岩手県中小企業団体中央会
東京都中小企業団体中央会

B級グルメご当地団体「久慈まめぶ部屋」コラボ企画 岩手県被災地炊き出しライナー号

- 期日：7月17日（日）～19日（火）
- 会費：¥25,800（交通費・宿泊費・食費代[朝1・昼1・夕1]含む）
- 定員：25名様限定（最少催行人員15名）申込締切日は出発日の1週間前

①	ご 旅 程	含 料
①	浜松町バスターミナル 22:00 発 —— 首都高速/川口 JCT/東北自動車道 —— 移動中車内にて仮眠 ——	夕：—
②	花巻 IC —— 金蛇亭（朝食・着替え） —— B級グルメ「久慈まめぶ部屋」との共同による炊き出し作業 —— 昼の部（大槌町・山田町・宮古市等のいずれか） —— 約4時間30分 B級グルメ「久慈まめぶ部屋」との共同による炊き出し作業 —— 夜の部（大槌町・山田町・宮古市・陸前高田市等のいずれか） —— 健康ランド又は温泉（入浴） 約1時間30分 —— 東北自動車道/川口 JCT/首都高速 —— 移動中車内にて仮眠 ——	朝：○ 昼：○ 夕：○
③	—— 浜松町バスターミナル 6:00 頃着 ——	朝：—

※添乗員・バスガイドは同行致しません。現地係員がご案内致します。
活動場所・入浴施設は出発確定後の最終案内発送時にご案内致します。

久慈まめぶ汁とは・・・豆布と煮干しのだし汁で、ニンジン、ゴボウ、シメジなどの野菜と、焼き豆腐、油揚げ、かんぴょうなどを煮込み、小さく丸めた小麦粉の団子（中にはクルミと黒砂糖が入っています）を加えたしょうゆ味の汁料理。11月に姫路で開催されるB-1グランプリ全国大会に初出場決定！

ボランティア活動内容	「久慈まめぶ部屋」スタッフと共同で名物「久慈まめぶ汁」や岩手県の短角牛、野菜を使用した短角牛カレーを作って被災地の皆様にお召し上がりいただけます。 ※参加者の昼食・夕食は炊きだし物をお召し上がりいただけます。
服装・持ち物	・動きやすい（活動しやすい）服装 ・調理に関する持ち物は事務局で用意致します。
その他	ボランティア活動にあたり、誓約書を提出していただきます。 （事前にご案内、当日係員が回収致します。）

被災地応援ボランティアツアーの企画例

～ お知らせ ～ 組合の紹介記事や広告を募集中！！

本誌「ネクサス」に、貴組合の紹介やイベント情報、製品情報（広告）など、掲載してみませんか。情報交流の場として、是非本誌をご活用下さい。

なお、組合紹介やイベント情報の掲載は無料ですが、製品情報（広告）掲載希望の場合は、下記の広告料金が発生いたします。詳しくは本会 統括指導センター 池田 までお問い合わせ下さい。

広告掲載料金及び期間

広告サイズ	新規申込料金			スポット料金
	6回掲載	10回掲載	1回当りの金額	1回当り
A4：1／12頁	—	30,000円	3,000円	—
A4：1／4頁	42,000円	70,000円	7,000円	8,500円
A4：1／2頁	54,000円	90,000円	9,000円	10,500円
A4：1頁	72,000円	120,000円	12,000円	13,500円



国等の官公需契約の方針発表

国では、官公需の発注を通じて中小企業者の経営基盤強化を図るため、官公需法を制定して受注機会の拡大に向け各種施策を講じている。その根幹をなすのが「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針」であり、6月28日に閣議決定された。中小企業者向け契約目標比率を56.2%とするとともに、新たな措置として、東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮等が盛り込まれている。平成23年度における国等の契約の方針のポイントは以下のとおり。

1. 中小企業者の受注機会の増大のための主な措置

東日本大震災で被災した中小企業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題になっていることに加え、全国の中小企業者の事業活動にも影響が及んでいる中、中小企業の受注機会の増大を図るため有益な既存の取組（分離・分割発注の推進、同一資格等級区分内での競争、官公需適格組合の活用等）を引き続き進めるとともに、以下の措置を講じる。

（1）東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

被災地域等の中小企業者の復興とそれを通じた被災者の雇用拡大に資するため、以下の取組を実施。

- ① 官公需相談窓口における相談対応
- ② 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払
- ③ 地域中小企業の適切な評価
- ④ 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- ⑤ 官公需における被災地域産品の調達への奨励

（2）調達・契約手法の多様化における配慮

- ① 一括調達や共同調達を行う場合は、中小企業者の受注機会の観点から、適切な調達品目の選定、配送エリアの設定等に努める。
- ② 総合評価落札方式、一括調達や共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合は、中小企業者の受注機会の確保、事業環境への影響等に十分配慮する。

（3）ダンピング対策の充実

契約額に占める人件費の比率が高く、単価の低い役務契約（清掃、警備等）において低価格の落札があった場合、各府省が行う「低入札価格調査」の結果を中小企業庁が取りまとめ、労働関連法、独禁法等の所管行政庁に情報提供し、ダンピング防止に向けた監視強化を図る。

（4）特殊会社に対する要請の拡大

官公需法で努力義務が定められている地方公共団体に加えて、民営化により官公需法の対象外となった特殊会社に対して、国に準じた努力を要請する（要請先を昨年度の9社から14社に拡大）。

2. 中小企業者向け契約目標

平成23年度における国等の中小企業者向け契約目標金額：約 3兆 7,915億円

（官公需総予算額に占める割合 56.2%）

（参考：平成22年度の契約実績）

中小企業者向け契約実績額 約3兆2,265億円 （官公需総実績額に占める割合：52.4%）



また、本会でも市町村ネットワーク会議や官公需問題懇談会、連携促進懇談会等を通じ、官公需適格組合制度に関する周知について、今後とも機会を捉えて制度普及に努めていく所存である。

なお県内には、以下の24の組合が官公需適格組合の証明を受けている。

名 称	所在地	名 称	所在地
岩手県畳企業組合	盛岡市	東磐井中央自動車協業組合	千厩町
岩手県石油商業協同組合	盛岡市	協業組合西和賀オートサービスセンター	西和賀町
岩手県生コンクリート協同組合	盛岡市	岩手県ビル管理事業協同組合	盛岡市
岩手県南生コン業協同組合	奥州市	盛岡市上下水道工事業協同組合	盛岡市
岩手県沿岸生コンクリート協同組合	釜石市	岩手県消防防災設備協同組合	盛岡市
岩手県北生コンクリート協同組合	二戸市	協業組合大船渡車検センター	大船渡市
岩手県久慈地区生コンクリート協同組合	久慈市	岩手県総合建設業協同組合	盛岡市
岩手県気仙生コンクリート協同組合	大船渡市	江刺上下水道工事業協同組合	奥州市
岩手県畳工業組合	盛岡市	岩手中部トラック事業協同組合	花巻市
岩手県液化ガス事業協同組合	盛岡市	両磐一関トラック事業協同組合	一関市
久慈自動車整備協業組合	久慈市	一関市水道工事業協同組合	一関市
花巻自動車整備協業組合	花巻市	北上市水道工事業協同組合	北上市

※ 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」は、国等（各府省及び独立行政法人、国立大学法人等）が物件・工事・役務の調達を行う際に、中小企業者の受注機会の増大に努力するよう規定している。

被災組合へ中古資産の提供

本会では、東日本大震災で被害を受けた組合・企業等の事業再建に必要とされる設備投資等について、その資金負担を軽減するため、被災事業者に無償で提供できる中古資産（商業者向けの陳列棚、レジ等の他、パソコン、プリンタ、電話等の事務機器等）の情報を収集している。

今回、津波により大きな被害を受けた釜石市只越町商店街振興組合からパソコン等の要望があり、中古ではあるが本会のパソコンを提供した。事務機器等の中古資産については引き続き募集しているので、会員組合の皆様からの情報提供をお願いいたします（本件に関するお問い合わせ先：本会 統括指導センター）。

～ 本会ホームページを是非ご活用下さい ～

岩手県中央会のホームページは、最新の施策情報・官公需情報の提供の他、組合事務に要する各種書式等のダウンロードコーナー、組合員企業情報の閲覧等、組合運営に必要な様々な情報を提供しております。是非ともご活用下さい。アドレス：<http://www.ginga.or.jp/>

平成23年春の叙勲・褒章 ～栄えある受章おめでとうございます～

	旭日双光章	阿部 典夫 氏	岩手県生コンクリート工業組合 理事長 岩手県中小企業団体中央会 前副会長
	旭日双光章	村井 良和 氏	岩手県パン工業組合 理事長 岩手県中小企業団体中央会 監事
	藍綬褒章	宮澤 啓祐 氏	花巻商工会議所 会頭 岩手県中小企業団体中央会 前理事

～ Q & A コーナー ～

組合等を運営する中で生じやすい法律や税務、労働等の諸問題について、Q & A形式で紹介。

(質問)

- Q1. 組合が被災した組合員に対して、被害を受けなかった組合の組合員から特別賦課金として分担金を集め、見舞金を支出した場合、税務上の取り扱いはどのようになりますか。

(回答)

- A1.** 被災した組合員に対する見舞金に充てるために特別賦課金を負担する組合員と被災した組合員が属する組合との事業関連性などからみて、組合員の相互扶助を目的として実施する分担金であれば、災害見舞分担金に係る必要経費算入の取扱い（所基通 37・9 の 6、法基通 9・7・15 の 4）と同様に取り扱われることになります。

法人税基本通達 9・7・15 の 4

（災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等）

法人が、その所属する協会、連盟その他の同業団体等（以下 9・7・15 の 4 において「同業団体等」という。）の構成員の有する事業用資産について災害により損失が生じた場合に、その損失の補てんを目的とする構成員相互の扶助等に係る規約等（災害の発生を機に新たに定めたものを含む。）に基づき合理的な基準に従って当該災害発生後に当該同業団体等から賦課され、拠出した分担金等は、9・7・15 の 3 の取扱いにかかわらず、その支出した日に属する事業年度の損金の額に算入する。

基本通達にあるように、①「規約」があること、②「合理的な基準に従って賦課されていること」がポイントとなります。

家庭・事業者向けエコ・リース促進事業（環境省）

環境省では、家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、一定の基準を満たす、再生可能エネルギー設備や産業用機械、業務用設備等の幅広い分野の低炭素機器（太陽光発電設備、LED 照明等）をリースで導入した際に、リース料総額の 3%を補助する補助金制度を開始した。

対象となるリース契約は以下のとおり。

- 環境省が定める基準を満たす低炭素機器に係る契約であること。
- リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。
- 所有権移転外リース取引であること（法人税法施行令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号の規定による）。
- リース期間が法定耐用年数の 70%以上(10 年以上は 60%以上) の契約であること。ただし、リース期間が 3 年以上の契約であること。
- 日本国内に低炭素機器を設置する契約であること。
- 中古品の低炭素機器をリースする契約でないこと。
- 他に国による機器購入に係る補助金を受けた契約でないこと。

※経済産業省の低炭素リース信用保険制度（以下「リース信用保険」）との併用は可能。

- 1 リース契約の補助金の対象となる低炭素機器部分のリース料の総額が、2 億円以内、かつ事業者は 300 万円以上、家庭（個人）は 65 万円以上であること。

事業の詳細については ESCO 推進協議会のホームページを参照のこと。

(<http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/>)

本件に対する問い合わせは、一般社団法人 ESCO 推進協議会 Tel : 03-5212-1606 まで

環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業（日本環境協会）

財団法人日本環境協会では、環境配慮型設備投資促進利子補給金交付事業として、環境配慮型設備投資促進利子補給基金を設置した。本基金事業は、地球温暖化対策のための設備投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するため、民間金融機関が行う環境に配慮した事業者（大企業を除く）に対する融資制度のうち、地球温暖化対策の加速化に係る設備投資のための融資（温暖化対策加速化環境配慮型融資）を受ける事業者に対し、利子補給（2%を限度）を行うもの。なお、助成を受ける事業者には、二酸化炭素排出量の削減目標を誓約してもらうことになっている。

【利子補給期間】 利子補給期間は、借入日から起算して 3 年以内の期間（貸付の償還期間を上限）とする。

【誓約】 融資開始日から「3 年以内に CO2 排出原単位 6%改善又は CO2 排出量 6%削減」

【利子補給対象融資限度額】 30 億円／件（基金の執行状況に応じて変更することがある。）

【利子補給率上限】 年利 2%以内の利子助成率（金銭消費貸借契約に定める貸付利率を限度とする。）

【対象貸付の条件】

- [1] 貸付の形式： 証書貸付。
- [2] 利払方法： 原則として 6 か月ごとの後払い。
- [3] 元本償還方法： 原則として本制度施行前における融資に係る元本償還方法と同じ条件であること。
- [4] 利率の条件： 利子補給期間中は固定利率とする。また、原則として本制度施行前における融資に係る利率と同じ条件であること。
- [5] 貸付の開始： 貸付期間は平成 23 年 12 月 31 日までに開始すること。
- [6] その他： 会計検査院等の求めがある場合は、交付対象事業者の審査等の執行に関する資料を提出すること。

事業の詳細については、日本環境協会のホームページを参照のこと。

(<http://www.jeas.or.jp/topics/110124a.html>)

本件に関する問い合わせは、岩手銀行 地域サポート部 Tel : 019-623-1111（代表）まで

景況は厳しい状況が続く（平成 23 年 5 月）

〈全体の概要〉

5 月は、震災の影響から徐々に回復しつつあるものの、取引先の操業低下による受注減、資材・部品の調達難と価格上昇、買い控えなど消費減退による売上減等厳しい状況が続いている。

中小企業の景況は、震災後の自粛ムードによる消費の低迷、原発の風評被害、原材料の値上等により、収益が低調のまま推移している業種が多く、先行き不透明感が改めて意識されている。

〈主な業界及び地域組合等の動向〉

◆ 漬物製造業

行楽地の人出が減少、売上大きく落ち込む。震災の二次被害が始まる。特に原発の風評被害は甚大。

◆ めん類製造業

福島原発の風評被害、自粛ムードから一転「復興支援」のイベントでの発注等、大幅増になった。

◆ 菓子製造業

徐々に回復の状況である。製造コストの低減や品質向上など懸命な努力を重ねているが、需要の拡大の要素が見えない状況である。

◆ 一般製材業

仮設住宅資材の納入が多かった。内陸の地震被害家屋の補修工事はその後になる。

◆ 印刷・同関連業

資材の調達は落ち着く。仕事量も戻りつつあるが、落込み分のカバーまではいかない。

◆ 鉄鉄鋳物製造業

節電のため、デパート等から南部風鈴の受注が多くなっているが、観光客の激減により売行きは低迷。

◆ 金属製品製造業

災害復旧工事関連ばかりのようである。自動車関連は未だ低迷で先行き不透明。メーカー側の海外生産シフトを懸念。消費電力節減に各社苦慮している。

◆ 一般機械器具製造業

業種により受注格差がある。納入に対して検査体制の強化が求められ、人手と時間・検査機器の購入に係る原価が反映されず収益環境は更に厳しい。

◆ 野菜・果実小売業

野菜関係単価安、果物関係は若干高め。

◆ 各種商品小売業

食料品・家庭用品関連が特に好調。沿岸等の遠隔地からの客が増えている。

◆ 燃料小売業

震災により多数の顧客を喪失する大打撃を受け、経営環境が極めて厳しいものとなっている。

◆ 食肉小売業

仕入原価は、豚肉・鳥肉が上昇、牛肉は低下。パン粉・油等の惣菜副原料や包装資材が値上りし、収益・資金繰りが悪化している。

◆ 酒小売業

震災の影響から消費数量・販売価格ともに前年割れ。物流・商品の品揃えは平常時に戻りつつあるが、一部商品は品不足と出荷制限がある。

◆ 自動車小売業

一部メーカーでは生産がまだ回復しておらず、新車市場は大きく前年割れの状態が続いている。

◆ 商店街（久慈市・一関市・盛岡市）

高額品に対する消費者マインドは悪い。

◆ 旅館業

出控えやイベント中止など観光客減少。宴会等自粛ムードのあおりを受け、厳しい状況。

◆ 旅行業

修学旅行が動き出したものの延期や一部中止で、売上に大きく影響し、資金繰りも苦慮。

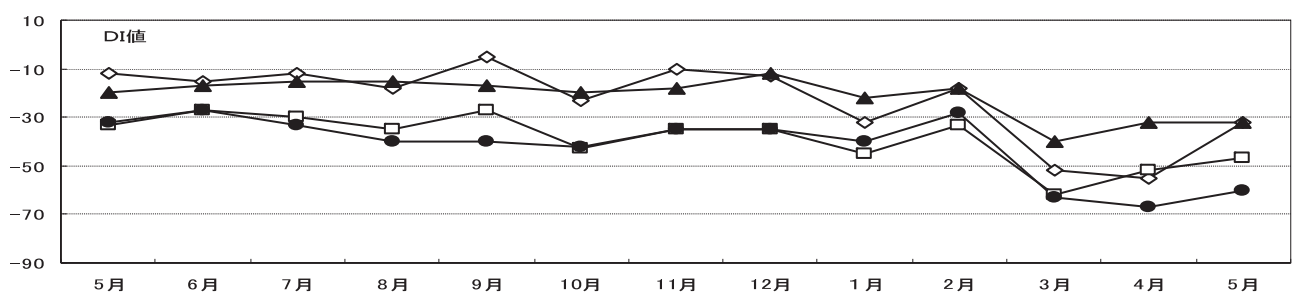
◆ 塗装工事業

被災地ではリフォーム等の受注が多少あり。内陸部は官公需がストップ。民需中心の業者と対照的。

◆ 板金工事業

職方の手が足りない状況。資材不足が心配。

● 売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D I の推移グラフ（H22 年 5 月～H23 年 5 月）●



《◇…売上 □…収益 ▲…資金繰り ●…景況》

ETC コーポレートカード利用に伴う割引率の変更について（岩手県商工振興協同組合）

先の東日本大震災による被災者支援、当面の復旧・復興支援のため、東北地方を発着とする被災者及び原発事故による避難者、中型車・大型車・特大車の利用について6月20日から無料となる措置がなされたことを受けて、平成23年6月17日開催の本組合第3回理事会での協議の結果、ETC コーポレートカードの利用月額に対する料金の割引率を、平成23年7月1日以降のご利用から下記の割引率に変更し運用することに決定致しました。

利用組合員の皆様には、こうした厳しい事情をご賢察いただき、この度の変更につきまして、ご理解・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

＜割引率＞

利用金額	旧割引率	新割引率
5,000 円～10,000 円	10%	8%
10,000 円～30,000 円	15%	13%
30,000 円 以上	※ 23%	18%

※3%は組合独自の上乗せ

【お願い】 組合決算書等の本会への提出にご協力ください

組合では、通常総会終了後の一定期間内に、所管行政庁への決算書等の届出義務がありますが、その際、本会にも決算書及び通常総会議事録(写しで可)等の提出についてご協力をお願いいたします。

なお、頂戴した決算書等は、本会支援の際必要とする組合情報の整備の他、組合表彰等への貴重な情報源として活用しております。

◆主要日誌◆（6月1日～ 6月30日）

◎中央会主催事業

- 6/1 いわて6次産業支援センター開所式
- 6/3 移動中央会（釜石・大槌地区）
- 6/7 移動中央会（大船渡・陸前高田地区）
- 6/9 移動中央会（宮古・山田地区）
- 6/16 移動中央会（宮古・山田地区）
- 6/17 三役会
- 〃 移動中央会（釜石・大槌地区）
- 6/27 専門委員会
- 6/28 移動中央会（大船渡・陸前高田地区）

◎関係機関・団体主催行事への出席等

- 6/3 被災中小企業対策本部会合
- 6/6 (財)岩手県生活衛生営業指導センター理事会
- 6/7 岩手県空港利用促進協議会幹事会
- 〃 岩手県中小企業再生協議会
- 〃 県央地場産品研究会
- 6/10 震災に伴う融資制度の拡充等説明会(商工中金)
- 6/14 都道府県中央会事務局代表者会議
- 6/15 全国中央会正副会長会議
- 〃 全国中央会通常総会
- 〃 いわて DC 推進協議会運営幹事会
- 6/17 節電サポート事業に係る中央会向け事業内容説明会
- 6/21 最低賃金審査会委員意見交換会
- 6/23 貸付審査等運営委員会
- 6/24 東北・北海道ブロック中央会事務局長会議
- 6/28 岩手県空港利用促進協議会総会